

令和 8 年 3 月 26 日
7 練 都 調 第 1601 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の
規定にもとづく特定開発行為の許可に関する審査基準

第 1 条 目的

この審査基準は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下、「法」という。）第 10 条の規定にもとづく特定開発行為に関する工事の許可などの基準および申請に係る手続き等を定めるものとする。

第 2 条 審査および手続き

法第 10 条に規定する特定開発行為に関する許可申請に対する審査および手続きについては、東京都が制定する「土砂災害防止法による特定開発行為の許可等に関する審査基準」を準用する。

付 則

この基準は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。